

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 健康増進課

許認可等の内容		栃木市保健福祉センター利用の承認
根拠法令等及び条項		栃木市保健福祉センター条例第6条
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	日
審査 基準	根拠条項	栃木市保健福祉センター条例第6条及び第7条
	参考事項	栃木市保健福祉センター条例施行規則
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>栃木市保健福祉センター条例抜粋 (利用の承認)</p> <p>第6条 センターを利用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。承認に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 市長は、センターの管理上必要があると認めるときは、前項の承認に条件を付することができる。</p> <p>(承認の制限)</p> <p>第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの利用を承認しないものとする。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。</p> <p>(2) 施設又は附属器具を破損するおそれがあるとき。</p> <p>(3) 専ら営利を目的とする事業その他これに類するものと認められたとき。</p> <p>(4) センターの管理上支障があるとき。</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めるとき。</p>	